

徳島県規則第三十六号

徳島県行政組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年三月三十一日

徳島県知事 後藤田 正 純

徳島県行政組織規則の一部を改正する規則

徳島県行政組織規則（昭和四十二年徳島県規則第十五号）の一部を次のように改正する。

第五条の見出しを「（局及び課の設置）」に改め、同条第一項中「知事戦略公室」を「知事戦略局」に改め、同条第二項の表危機管理部の項中「消防保安課 消費者政策課 安全衛生課」を「消防保安課」に改め、同表企画総務部の項中「総務監察課」を「法制監察課」に、「市町村課」を「市町村課 地域連携課」に改め、同表観光スポーツ文化部の項中「観光政策課」を「観光企画課 観光誘客課」に、「スポーツ交流課 文化振興課」を「文化振興課」に改め、同表生活環境部の項中「男女参画・人権課 交通政策課」を「多文化共生・人権課 交通政策課 消費者政策課 安全衛生課」に改め、同表子ども未来部の項中「青少年・子ども家庭課」を「子ども家庭支援課 男女参画・青少年課」に改め、同表農林水産部の項中「みどり戦略推進課 とくしまブランド推進課」を「みどり戦略推進課」に改め、同条中第三項を削り、第四項を第三項とし、同項の次に次の一項を加える。

4 消費者政策課に、徳島県消費者の利益の擁護及び増進のための基本政策に関する条例（平成十六年徳島県条例第五十七号）第四十二条に規定する徳島県消費者情報センターを併置し、その位置は、徳島市寺島本町西一丁目とする。

第六条第一項中「、局として」を削る。

第七条の表を次のように改める。

課	室
防災対策推進課	被災者支援推進室
情報政策課	行政DX推進室
にぎわい政策課	交流拠点室
スポーツ振興課	交流拡大室
文化振興課	文化創造室
労働雇用政策課	移住交流室
医療政策課	救急・災害医療対策室

健康寿命推進課	国保運営室
経済産業政策課	商務流通室
企業支援課	新産業立地室
農林水産政策課	農地政策室
みどり戦略推進課	販売・物流支援室
都市計画課	まちづくり室
営繕課	プロジェクト室

第八条中「危機管理部消防保安課」を「消防保安課」に改める。
第九条の表を次のように改める。

部	本部		
	名称	位置	担当区域
経済産業部	徳島県 東京本部	東京都千代田区平河町二丁目	北海道 青森県 岩手県 宮城県 秋田県 山形県 福島県 茨城県 栃木県 群馬県 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 新潟県 山梨県 静岡県
	徳島県 東海本部	愛知県名古屋市中区栄四丁目	岐阜県 愛知県 三重県
	徳島県 関西本部	大阪府大阪市中央区南船場三丁目	富山県 石川県 福井県 長野県 滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山県 鳥取県 島根県 岡山県 広島県 山口県 福岡県 佐賀県 長崎県 熊本県 大分県 宮崎県 鹿児島県 沖縄県

第十条を次のように改める。
第十条 削除
第十条の二を削る。
第十四条第二項を削る。

第十五条中「第十条の二」を「第十一条」に改める。

第十六条中「知事戦略公室」を「知事戦略局」に改める。

第十七条第一項の表部長の項の次に次のように加える。

広域行政担当部長	企画総務部	上司の命を受け、企画総務部（管財課、市町村課、地域連携課、情報政策課及び統計課に限る。）の事務をつかさどり、所属職員を指揮監督する。
交通・生活安全担当部長	生活環境部	上司の命を受け、生活環境部（交通政策課、消費者政策課、安全衛生課、徳島県食肉衛生検査所及び徳島県動物愛護管理センターに限る。）の事務をつかさどり、所属職員を指揮監督する。
商流・交流担当部長	経済産業部	上司の命を受け、経済産業部（経済産業政策課商務流通室、徳島県東京本部、徳島県東海本部及び徳島県関西本部に限る。）の事務をつかさどり、所属職員を指揮監督する。

第十七条第一項の表知事戦略公室長の項を次のように改める。

プロジェクト担当部長	県土整備部	上司の命を受け、県土整備部（建設管理課、高規格道路課、都市計画課、営繕課、港湾政策課及び徳島県阿南芸自動車道用地推進センターに限る。）の事務をつかさどり、所属職員を指揮監督する。
------------	-------	---

第十七条第一項の表本部長の項及び副本部長の項を削り、同表次長の項中「局又は本部」を「又は局」に改め、同項の次に次のように加える。

秘書室長	知事戦略局	上司の命を受け、知事等の秘書に関する事務を処理する。
------	-------	----------------------------

第十七条第一項の表室長の項の次に次のように加える。

本部長	本部	上司の命を受け、本部の事務をつかさどり、所属職員を指揮監督する。
副室長	知事戦略局	上司の命を受け、秘書室長を補佐する。

第十七条第一項の表副課長の項中「知事戦略公室又は」及び「上席秘書幹又は」を削り、同表に次のように加える。

副本部長	本部	上司の命を受け、本部長を補佐する。
------	----	-------------------

第十七条第二項の表政策調査幹の項を削り、同条第三項を削る。

第十八条第一項の表参事の項中「知事戦略公室」を「知事戦略局」に改め、同表課長補佐の項中「知事戦略公室、本部又は課」を「知事戦略局、課又は本部」に改め、同表室長補佐の項中「課内室」を「知事戦略局又は課内室」に改め、同表主任専門員の項を削り、同表主査の項中「本部又は課等」を「課等又は本部」に改め、同表係長の項中「知事戦略公室、本部又は課等」を「知事戦略局、課等又は本部」に改め、同表専門員の項を削り、同表主席の項中「本部又は課等」を「課等又は本部」に改め、同表主任の項中「知事戦略公室、本部又は課等」を「知事戦略局、課等又は本部」に改め、同条第二項の表を次のように改める。

職	組 織	職 務
医務技監	保健福祉部	上司の命を受け、医療及び健康増進に関する事項を統括整理する。
大学・産業創生統括監	経済産業部	上司の命を受け、高等教育機関と連携した若者の就学及び就業の促進並びに産業振興をはじめとした地域の活力向上及び持続的な発展に関する事項を統括整理する。
プロジェクト統括監	知事戦略局	上司の命を受け、特命プロジェクトの推進に関する事項を統括整理する。
政策統括監	知事戦略局	上司の命を受け、県の総合計画の推進に関する特命事項を統括整理する。
危機管理監	危機管理部又は知事戦略局	上司の命を受け、防災及び減災に関する事項を総括整理する。
人権教育啓発推進センター所長	生活環境部	上司の命を受け、徳島県立人権教育啓発推進センターの業務（指定管理者が行うものを除く。）に関する事項を総括整理する。
男女共同参画総	こども未来部	上司の命を受け、徳島県立男女共同参画総合支

合支援センター 所長		援センターの業務（指定管理者が行うものを除く。）に関する事項を総括整理する。
外事室長	知事戦略局	上司の命を受け、外事施策の推進に関する事務を処理する。
政策推進室長	知事戦略局	上司の命を受け、県の総合計画の推進に関する特命事項を処理する。
航空消防防災室長	消防保安課	上司の命を受け、航空消防に係る施策の企画及び調整に関する事務を処理する。
海外戦略調整幹事	経済産業政策課	上司の命を受け、東アジア及び東南アジアに係る県の重要施策又は重要事業の調整に関する事務を処理する。
担当課長	労働雇用政策課	上司の命を受け、労働政策に関する事務を処理する。
新技術活用担当課長	産業創生・大学連携課	上司の命を受け、先端的なものづくり技術の振興に係る施策の企画及び調整に関する事務を処理する。
家畜防疫対策担当課長	畜産振興課	上司の命を受け、家畜防疫対策に係る施策の企画及び調整に関する事務を処理する。
木材増産・加工流通担当課長	林業振興課	上司の命を受け、県産材の安定供給及び加工流通に係る施策の企画及び調整に関する事務を処理する。
水産基盤・国営担当課長	生産基盤課	上司の命を受け、水産基盤の整備及び国営事業に係る施策の企画及び調整に関する事務を処理する。
強靱化・安全対策担当課長	道路整備課	上司の命を受け、道路施設の強靱化 ^{じん} 及び安全対策に係る施策の企画及び調整に関する事務を処理する。
建築指導担当課長	住宅課	上司の命を受け、建築指導に係る施策の企画及び調整に関する事務を処理する。

港湾経営担当課長	港湾政策課	上司の命を受け、港湾施設の活用に係る施策の企画及び調整に関する事務を処理する。
公共入札担当課長	公共入札検査課	上司の命を受け、工事の入札の執行に関する事務を処理する。
航空安全・防災調整幹	消防保安課	上司の命を受け、消防防災ヘリコプターの運航の安全の確保に関する事務を処理する。
担当課長	観光誘客課	上司の命を受け、課長を補佐し、観光誘客に関する事務に従事する。
広報室長	知事戦略局	上司の命を受け、県政の情報発信に関する事務に従事する。

第十九条中「知事戦略公室、本部又は課等」を「知事戦略局、課等又は本部」に改める。

第二十条中「知事戦略公室長、本部長及び」を「知事戦略局長、」に、「いう。」を「いう。」及び本部長」に改める。

第二十九条の表主任専門員の項及び専門員の項を削る。

第三十三条第一項の表中危機管理部の項を削り、生活環境部の項を次のように改める。

生活環境部	徳島県食肉衛生検査所	徳島市不動本町二丁目	
	徳島県動物愛護管理センター	名西郡神山町	
	徳島県立保健製薬環境センター	徳島市新蔵町三丁目	

第三十五条第一項の表経営研究課の項の項名を「研究調整管理課」に改め、同表高度技術支援課の項を削り、同条第三項中「徳島県立農林水産総合技術支援センター高度技術支援課」を「徳島県立農林水産総合技術支援センター経営推進課」に改める。

第三十八条第一項中「、徳島県食肉衛生検査所」を削り、「鳥居記念館」の下に「、徳島県食肉衛生検査所」を加える。

第四十一条第一項の表主任専門員の項及び専門員の項を削り、同条第二項中「機関に」

を「センター等又はセンター内課等に」に改め、同項の表中

機関

「センター等又はセンター内課等

に改め、同表中アグリサイエンスゾーン推進幹の項及びフ

オレストサイエンスゾーン推進幹の項を削り、マリンサイエンスゾーン推進幹の項を次のように改める。

企画・プロジェクト担当課長	徳島県立農林水産総合技術支援センター経営推進課	上司の命を受け、徳島県立農林水産総合技術支援センターの振興プロジェクト等に係る企画及び調整に関する事務を処理する。
---------------	-------------------------	---

第五十一条第二項を削る。

第五十二条第一項の表主任専門員の項及び専門員の項を削る。

別表第一出納局の項の前に次のように加える。

知事戦略局	一 秘書に関すること。 二 広報に関すること。 三 知事の特命事項に関すること。
-------	--

別表第二防災対策推進課の項第七号中「徳島県国土強靱化地域計画」を「徳島県国土強靱化・レジリエンス推進計画」に改め、同項中第八号を削り、第九号を第八号とし、第十号から第十三号までを一号ずつ繰り上げ、同表防災対策推進課の事前復興室の項の項名を「被災者支援推進室」に改め、同項中第十四号を削り、第十五号を第十三号とし、第十六号を第十四号とし、第十七号を第十五号とし、同表消費者政策課の項及び安全衛生課の項を削り、同表政策企画課の項及び総務監察課の項を次のように改める。

政策企画課	一 県の行政の企画及び調整に関すること。 二 行政書士に関すること。 三 宗教法人に関すること。 四 県民の褒賞に関すること。 五 政策要望に関すること。 六 県の総合計画の策定及び推進に関すること。 七 企画総務部の庶務事務の処理に関すること。 八 徳島県総合計画審議会に関すること。 九 他部（知事直轄組織を含む。）の主管に属しない事務で部内の他課の分掌に属しないこと。
法制監察課	一 職員の職務執行の適正を確保するための監察に関すること。

二 県に対する公益通報（公益通報者保護法（平成十六年法律第二百十二号）第二条第一項に規定する公益通報をいう。）その他の通報のうち、職員の職務執行の適正の確保に関するものの処理に関すること。 三 業務に関する要望等に対する職員の対応に関すること。 四 不当要求行為等の対策に関すること。 五 行政手続制度の総括に関すること。 六 公益法人及び移行法人並びに公益信託に関する事務の調整に関すること。 七 条例案、規則案、告示案及び訓令案その他文書の審査に関すること。 八 県庁内における法律相談に関すること。 九 公文書管理の総括に関すること。 十 文書の受領、配布及び発送に関すること。 十一 公印の管守に関すること。 十二 徳島県報の発行に関すること。 十三 行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第四十二条第一項の規定による審理員意見書の作成に関すること。 十四 徳島県行政不服審査会に関すること。 十五 徳島県公益認定等審議会の総括に関すること。
--

別表第二人事課の項中第十二号を第十三号とし、第七号から第十一号までを一号ずつ繰り下げ、第六号の次に次の一号を加える。

七 行政改革に関すること。

別表第二財政課の項中第六号を削り、第七号を第六号とし、第八号を第七号とし、同表市町村課の項第一号中「項」の下に「及び地域連携課の項」を加え、同項の次に次のように加える。

地域連携課	一 市町村等の振興に関する施策の企画及び調整に関すること。 二 市町村の自主的合併の支援及び広域行政の推進に関すること。 三 過疎地域、山村及び離島の振興に関すること。 四 とくしま集落再生プロジェクトの推進に関すること。 五 地方分権の推進に関すること。 六 知事会議に関すること。 七 広域連合に係る総合的な連絡調整に関すること。 八 国土形成計画及び連携施策に関すること。
-------	---

別表第二にぎわい政策課の項から文化振興課の項までを次のように改める。

にぎわい政	一 観光、スポーツ及び文化の一体的な振興並びににぎわいの創出の
-------	---------------------------------

策課	交流拠点室	観光企画課	観光誘客課	万博推進課	スポーツ振興課	交流拡
総合的な企画及び調整に関すること。 二 観光コンテンツを活用したにぎわいの創出及び交流の促進に関すること。 三 観光スポーツ文化部の庶務事務の処理に関すること。 四 徳島県立大鳴門橋架橋記念館、徳島県立産業観光交流センター、徳島県立美馬野外交流の郷、徳島県立渦の道、徳島県立出島野鳥公園、徳島県立あすたむらんどその他県の観光交流に係る施設に関すること。		一 観光に関する施策の企画及び調整に関すること。 二 観光資源の創出及び活用に関すること。 三 観光振興基本計画に関すること。 四 観光統計及び観光調査に関すること。 五 観光関連施設等の整備に関すること。 六 観光関係団体の育成指導に関すること。 七 旅行業に関すること。 八 徳島県観光審議会に関すること。	一 観光誘客の促進に関すること。 二 航空ネットワークの整備に関すること。 三 観光客の受入環境に関すること。 四 住宅宿泊事業法（平成二十九年法律第六十五号）の施行に関すること（宿泊者の安全の確保、外国人観光旅客である宿泊者の快適性及び利便性の確保、火災の防止のために配慮すべき事項の説明、周辺地域の生活環境への悪影響の防止に必要事項の外国語による説明並びに宿泊サービス提供契約の締結の代理等の委託に係るものに限る。）。 五 全国通訳案内士及び地域通訳案内士に関すること。 六 徳島県立航空旅客取扱施設に関すること。	一 二千二十五年日本国際博覧会に係る企画及び調整に関すること。	一 競技スポーツ及び生涯スポーツの振興に関すること。 二 徳島県スポーツ・文化未来創生基金に関すること。 三 徳島県スポーツ推進審議会に関すること。 四 徳島県立中央武道館に関すること。 五 その他スポーツに関する事務で他課の分掌に属しないこと。	六 スポーツ交流の推進に関すること。

文化振興課		大室
文化創造室		七 プロスポーツに係る総合調整に関すること。 八 ワールドマスターズゲームズ二千二十七関西の開催に関すること。
		一 文化の振興に係る総合的な企画及び調整に関すること。 二 文化関係団体に関すること。 三 徳島文化芸術ホール（仮称）の整備に関すること。 四 徳島県文化創造審議会に関すること。
	五 芸術文化活動の振興に関すること。 六 文学及び書道に関する資料の収集及び調査研究に関すること。 七 徳島県郷土文化会館、徳島県立文学書道館及び徳島県立阿波十郎兵衛屋敷に関すること。	

別表第二生活環境政策課の項を次のように改める。

生活環境政策課
一 県民協働の促進及び県民生活の向上並びに環境行政の推進に関する総合的な企画及び調整に関すること。 二 特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）の施行に関すること。 三 徳島県控除対象特定非営利活動法人の指定の手続等に関する条例（平成二十七年徳島県条例第六十六号）の施行に関すること。 四 生涯学習の促進に関すること。 五 徳島県大規模災害被災者等支援基金に関すること。 六 生活環境部の庶務事務の処理に関すること。 七 徳島県控除対象特定非営利活動法人審査会に関すること。

別表第二県民ふれあい課の項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第七号までを一号ずつ繰り上げ、同表労働雇用政策課の移住交流室の項中第七号を削り、第八号を第七号とし、第九号から第十一号までを削り、第十二号を第八号とし、同表男女参画・人権課の項の項名を「多文化共生・人権課」に改め、同項第七号から第十三号までを次のように改める。

- 七 徳島県ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進に関する条例（平成十九年徳島県条例第十四号）の施行に関すること。
- 八 人権問題に関する事務で他の主管に属しないこと。
- 九 国際交流に係る企画及び調整に関すること（知事戦略局及び他課の分掌に属するものを除く。）。
- 十 多文化共生に関すること。
- 十一 海外移住、海外技術協力その他国際交流の推進に関すること（他課の分掌に属するものを除く。）。

十二 旅券の交付に関すること。

十三 徳島県立人権教育啓発推進センターに関すること。

別表第二男女参画・人権課の項第十四号及び第十五号を削り、同表交通政策課の項の次に次のように加える。

消費者政策課	一 消費者施策の企画及び調整に関すること。 二 消費者施策に係る国及び関係団体との連携の推進に関すること。 三 消費者施策に係る国際的な取組の推進に関すること。 四 徳島県消費者の利益の擁護及び増進のための基本政策に関する条例の施行に関すること。 五 生活関連商品の価格動向の調査等に関すること。 六 不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第百三十四号）の施行に関すること（安全衛生課の分掌に属するものを除く。）。 七 消費生活協同組合法（昭和二十三年法律第二百号）の施行に関すること。 八 家庭用品品質表示法（昭和三十七年法律第百四号）の施行に関すること。 九 消費生活用製品安全法（昭和四十八年法律第三十一号）の施行に関すること。 十 特定商取引に関する法律（昭和五十一年法律第五十七号）の施行に関すること。 十一 消費者契約法（平成十二年法律第六十一号）の施行に関すること（他課の分掌に属するものを除く。）。 十二 徳島県安全で安心なまちづくり条例（平成十八年徳島県条例第七十八号）の施行に関すること。 十三 交通安全対策の総合的な企画及び調整に関すること。 十四 交通事故被害者に対する相談及び指導その他交通事故被害者の救済対策に関すること。 十五 徳島県自転車車の安全で適正な利用に関する条例（平成二十八年徳島県条例第三号）の施行に関すること。 十六 徳島県消費生活審議会、徳島県交通安全対策会議及び徳島県犯罪被害者等支援審議会に関すること。 十七 徳島県消費者情報センターの庶務事務に係る連絡及び調整に関すること。
安全衛生課	一 食の安全・安心に関する施策の企画及び調整に関すること。 二 徳島県食の安全安心推進条例（平成十七年徳島県条例第百十五号）の施行に関すること。 三 食品表示に係る指導等の総括に関すること。

- 四 食品表示法（平成二十五年法律第七十号）の施行に関すること。
- 五 徳島県食品表示の適正化等に関する条例（平成二十七年徳島県条例第四号）の施行に関すること。
- 六 米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律（平成二十一年法律第二十六号）の施行に関すること（一般消費者に対する産地情報の伝達に係るものに限る。）。
- 七 不当景品類及び不当表示防止法の施行に関すること（食品表示に係るものに限る。）。
- 八 健康増進法（平成十四年法律第百三号）の施行に関すること（食品表示に係るものに限る。）。
- 九 食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）の施行に関すること。
- 十 製菓衛生師法（昭和四十一年法律第百十五号）の施行に関すること。
- 十一 旅館業法（昭和二十三年法律第百三十八号）の施行に関すること。
- 十二 徳島県ふぐの処理等に関する条例（平成二十五年徳島県条例第五号）の施行に関すること。
- 十三 と畜場法（昭和二十八年法律第百十四号）の施行に関すること。
- 十四 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成二年法律第七十号）の施行に関すること。
- 十五 化製場等に関する法律（昭和二十三年法律第百四十号）の施行に関すること。
- 十六 徳島県獣医師修学資金貸与条例（平成二十三年徳島県条例第二十九号）の施行に関すること。
- 十七 狂犬病予防法（昭和二十五年法律第二百四十七号）の施行に関すること。
- 十八 動物の愛護及び管理に関する法律（昭和四十八年法律第百五号）の施行に関すること。
- 十九 徳島県動物の愛護及び管理に関する条例（平成十三年徳島県条例第八号）の施行に関すること。
- 二十 愛玩動物看護師法（令和元年法律第五十号）の施行に関すること。
- 二十一 徳島県ワンヘルス推進条例（令和五年徳島県条例第二十三号）の施行に関すること。
- 二十二 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（昭和三十二年法律第百六十四号）の施行に関すること。
- 二十三 理容師法（昭和二十二年法律第二百三十四号）の施行に関すること。

- 二十四 美容師法（昭和三十二年法律第六十三号）の施行に関する
こと。
- 二十五 クリーニング業法（昭和二十五年法律第二百七号）の施行に
関すること。
- 二十六 公衆浴場法（昭和二十三年法律第三十九号）の施行に関す
ること。
- 二十七 興行場法（昭和二十三年法律第三十七号）の施行に関する
こと。
- 二十八 墓地、埋葬等に関する法律（昭和二十三年法律第四十八号）
の施行に関すること。
- 二十九 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和四十五
年法律第二十号）の施行に関すること。
- 三十 水道法（昭和三十二年法律第七十七号）の施行に関すること
（主務大臣が環境大臣であるものに限る。）。
- 三十一 住宅宿泊事業法の施行に関すること（観光誘客課の分掌に属
するものを除く。）。
- 三十二 飲用井戸等の衛生対策に関すること。
- 三十三 徳島県食の安全安心審議会及び徳島県生活衛生適正化審議会
に関すること。
- 三十四 徳島県食肉衛生検査所及び徳島県動物愛護管理センターの庶
務事務に係る連絡及び調整に関すること。

別表第二サステナブル社会推進課の項を次のように改める。

サステナブル社会推進課

- 一 環境政策の企画及び調整に関すること。
- 二 徳島県環境基本条例（平成十一年徳島県条例第十一号）の施行に
関すること。
- 三 徳島県生活環境保全条例（平成十七年徳島県条例第二十四号）の
施行に関すること（他課の分掌に属するものを除く。）。
- 四 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第十七号）
の施行に関すること。
- 五 徳島県脱炭素社会の実現に向けた気候変動対策推進条例（平成二
十八年徳島県条例第五十七号）の施行に関すること。
- 六 環境首都とくしま・未来創造憲章に関すること。
- 七 資源の再利用、再生化等に係る施策の企画及び調整に関すること
。
- 八 環境教育及び環境学習の企画及び調整に関すること。
- 九 環境マネジメントシステムの総合調整に関すること。
- 十 省資源運動の推進に関すること。
- 十一 自然エネルギーに係る施策の企画及び調整に関すること（他課

	の分掌に属するものを除く。）。 十二 自然エネルギー協議会に関すること。 十三 自然保護に関すること。 十四 自然公園に関すること（県土整備部及び総合県民局県土整備部で行う土木工事の施行に関するものを除く。）。 十五 徳島県環境創造基金に関すること。 十六 徳島県環境審議会に関すること。 十七 徳島県立保健製薬環境センターの庶務事務に係る連絡及び調整に関すること。 十八 徳島県立佐那河内いきものふれあいの里に関すること。
--	--

別表第二こども未来政策課の項第二号中「こども未来応援条例」を「徳島県こども未来応援条例」に改め、同表青少年・こども家庭課の項の項名を「こども家庭支援課」に改め、同項第七号から第十一号までを次のように改める。

七 放課後児童健全育成事業に関すること。

八 いじめ防止対策推進法（平成二十五年法律第七十一号）第三十条第二項の規定による調査に関すること。

九 児童対象性暴力等の防止等に関すること（他課の分掌に属するものを除く。）。

十 徳島県いじめ問題調査委員会に関すること。

十一 徳島県こども女性相談センター、徳島県立女性自立支援施設しらぎく寮及び徳島県立徳島学院の庶務事務に係る連絡及び調整に関すること。

別表第二青少年・こども家庭課の項第十二号及び第十三号を削り、同項の次に次のように加える。

男女参画・青少年課	一 男女共同参画社会の推進に係る企画及び調整に関すること。 二 徳島県男女共同参画基本計画の推進に関すること。 三 徳島県男女共同参画推進条例（平成十四年徳島県条例第十二号）の施行に関すること。 四 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の施行に関すること（他課の分掌に属するものを除く。）。 五 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の施行に関すること（他課の分掌に属するものを除く。）。 六 青少年対策の企画及び調整に関すること。 七 徳島県青少年健全育成条例（昭和四十年徳島県条例第三十一号）の施行に関すること。 八 徳島県男女共同参画会議及び徳島県青少年健全育成審議会に関すること。 九 徳島県立男女共同参画総合支援センター及び徳島県青少年センターに関すること。
-----------	---

別表第二医療政策課の広域医療室の項の項名を「救急・災害医療対策室」に改め、同表障がい福祉課の項中第十五号を第十六号とし、第十二号から第十四号までを一号ずつ繰り下げ、第十一号の次に次の一号を加える。

十二 徳島県手話言語条例（令和七年徳島県条例第二十号）の施行に関すること。

別表第二経済産業政策課の項第七号中「徳島県東京本部」の下に「、徳島県東海本部」を加え、同表企業支援課の項を次のように改める。

企業支援課	
	一 中小企業の経営支援に関すること。 二 創業支援に関すること。 三 下請中小企業の振興に関すること。 四 徳島県信用保証協会に関すること。 五 貸金業に関すること。 六 徳島県新型コロナウイルス感染症対応利子補給基金に関すること。 七 徳島県大規模小売店舗立地審議会に関すること。
新産業立地室	八 徳島バッテリーバレイ構想の推進に関すること。 九 企業立地の推進及び企業誘致に関すること。 十 工業用水の需給計画に関すること。 十一 電源立地地域対策交付金に関すること。

別表第二産業創生・大学連携課の項中第六号を削り、第七号を第六号とし、第八号から第十二号までを一号ずつ繰り上げ、同表みどり戦略推進課の項を次のように改める。

みどり戦略推進課	一 みどりの食料システム戦略の推進に関すること。 二 環境保全型農業直接支払制度に関すること。 三 農産物の安全性の確保に関する施策の推進に関すること。 四 農薬及び肥料に関すること。 五 植物防疫（森林に係るものを除く。）に関すること。 六 園芸の振興に関すること。 七 園芸農産物に関すること。 八 特用農産物に関すること。 九 食育の推進に係る企画及び調整に関すること。 十 卸売市場に関すること（他課の分掌に属するものを除く。）。 十一 主要農産物に関すること。 十二 水田農業構造改革対策の企画及び推進に関すること。 十三 米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律の施行に関すること（安全衛生課の分掌に属するものを除く。）。 十四 稲、麦及び大豆の原原種の生産並びに原種の生産及び配布に関
----------	--

	十五 農産物検査法（昭和二十六年法律第四百四十四号）の施行に関すること。
販売・物流支援室	十六 農林水産物の流通に係る企画及び調整に関すること。 十七 農林水産物のブランド化に関すること。 十八 農林水産業に関する新事業の創出に関すること。 十九 農林水産物の紹介宣伝に関すること。 二十 農林水産物の販路拡張に関すること。

別表第二とくしまブランド推進課の項を削り、同表生産基盤課の項中第十一号を第十二号とし、第五号から第十号までを一号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の一号を加える。

五 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和三十六年法律第百九十一号）の施行に関すること（耕地に係るものに限る。）。

別表第二森林土木・保全課の項中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 宅地造成及び特定盛土等規制法の施行に関すること（林野に係るものに限る。）。

別表第二都市計画課の項第五号を次のように改める。

五 宅地造成及び特定盛土等規制法の施行に関すること（他課の分掌に属するものを除く。）。

別表第二都市計画課の項第十三号及び第十四号中「（他課の分掌に属するものを除く。）」を削り、同表住宅課の項を次のように改める。

住宅課	一 住生活基本法（平成十八年法律第六十一号）の施行に関すること。 二 公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号）の施行に関すること。 三 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十六号）の施行に関すること。 四 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成十九年法律第百十二号）の施行に関すること。 五 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成五年法律第五十二号）の施行に関すること。 六 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成二十年法律第八十七号）の施行に関すること。 七 住宅地区改良法（昭和三十五年法律第八十四号）の施行に関すること。 八 地方住宅供給公社法（昭和四十年法律第百二十四号）の施行に関すること。 九 農地所有者等賃貸住宅建設融資利子補給臨時措置法（昭和四十六
-----	---

年法律第三十二号)の施行に関すること。

十 特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律(平成十九年法律第六十六号)の施行に関すること(徳島県東部県土整備局及び総合県民局の分掌に属するものを除く。)

十一 マンションの管理の適正化の推進に関する法律(平成十二年法律第四百十九号)の施行に関すること。

十二 住宅工事及び宅地造成工事に関すること。

十三 木造住宅の振興等住宅生産の合理化等の促進に関すること。

十四 老朽危険空き家・空き建築物の除却に関すること。

十五 建築物耐震化対策の総合的な企画及び調整に関すること。

十六 建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成七年法律第二百二十三号)の施行に関すること。

十七 県営住宅の管理に関すること。

十八 応急仮設住宅の建設及び借上げに関すること。

十九 建築基準法の施行に関すること(都市計画課の分掌に属するものを除く。)

二十 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成十八年法律第九十一号)の施行に関すること。

二十一 津波防災地域づくりに関する法律の施行に関すること(建築物及び工作物に係る技術的審査に係るものに限る。)

二十二 畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律の施行に関すること(建築物に係る技術的審査に係るものに限る。)

二十三 都市の低炭素化の促進に関する法律(平成二十四年法律第八十四号)の施行に関すること(建築物に係る計画の認定等に係るものに限る。)

二十四 不動産特定共同事業法(平成六年法律第七十七号)の施行に関すること。

二十五 浄化槽法の施行に関すること(特定行政庁の権限に係るもの及び浄化槽工事の施行に係る技術上の指導に係るものに限る。)

二十六 建築士法(昭和二十五年法律第二百二号)の施行に関すること。

二十七 宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)の施行に関すること。

二十八 積立式宅地建物販売業法(昭和四十六年法律第一百一十号)の施行に関すること。

二十九 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律の施行に関すること(対象建設工事の届出等の事務の連絡調整に係るものに限る。)

三十 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(平成二十七年法律第五十三号)の施行に関すること。

三十一	建築指導に関すること。
三十二	建築統計に関すること。
三十三	がけ地近接危険住宅移転事業に関すること。
三十四	徳島県住環境未来創造基金に関すること。
三十五	住宅課及び営繕課の庶務事務の処理に関すること。
三十六	徳島県建築審査会及び徳島県建築士審査会に関すること。

別表第二砂防防災課の項中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 宅地造成及び特定盛土等規制法の施行に関すること（砂防に係るものに限る。）。

別表第二水環境整備課の項中第六号を削り、第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第五号を第七号とし、第二号から第四号までを二号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の二号を加える。

- 二 浄化槽法の施行に関すること（他課の分掌に属するものを除く。）。
- 三 水道法の施行に関すること（他課の分掌に属するものを除く。）。

別表第三徳島県東京本部の項第一号中「東日本」を「担当区域」に改め、同項の次に次のように加える。

徳島県東海本部	- 一 担当区域における県と関係機関との連絡に関すること。 - 二 物産の販売あつせん、販路の拡張及び紹介宣伝に関すること。 - 三 県外物産の購入あつせん及び紹介に関すること。 - 四 市況調査、企業の動向調査、商事取引の調査その他情報の収集及び連絡に関すること。 - 五 観光の紹介宣伝及びあつせんに関すること。 - 六 企業及び工場の誘致に関する紹介宣伝並びに情報の収集及び連絡に関すること。 - 七 県人会等関係団体に関すること。 - 八 外部における人材の発掘に関すること。 - 九 その他特に命ぜられたこと。
---------	--

別表第三徳島県関西本部の項第一号中「西日本」を「担当区域」に改める。

別表第五徳島県東部県税局の項第一号中「この項において」を削り、「及び」の下に「過料の徴収（徳島県税条例（昭和二十五年徳島県条例第三十一号）の定めるところにより徳島県東部県税局の長が知事の権限の委任を受けているものに限る。）並びに」を加え、同項中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号から第十二号までを一号ずつ繰り上げ、同表徳島県東部保健福祉局の項第二十三号中「係る」を「属する」に改め、同表徳島県東部農林水産局の項中第四十号を第四十一号とし、第三十一号から第三十九号までを一号ずつ繰り下げ、第三十号の次に次の一号を加える。

三十一 宅地造成及び特定盛土等規制法の施行に関すること（耕地及び林野に係るものに限る。）。

別表第五徳島県東部県土整備局の項中第四十四号を第四十五号とし、第十二号から第四十三号までを一号ずつ繰り下げ、第十一号の次に次の一号を加える。

十二 宅地造成及び特定盛土等規制法の施行に關すること（耕地及び林野に係るものを除く。）。

別表第六徳島県消費者情報センターの項から徳島県動物愛護管理センターの項までを削り、同表鳥居記念館の項の次に次のように加える。

徳島県消費 者情報セン ター	一 消費者安全法（平成二十一年法律第五十号）第八条第一項各号に掲げること。 二 消費者教育に關すること。 三 その他消費者の権利の実現の確保及びその自立の支援に關すること。
徳島県食肉 衛生検査所	一 と畜場法の施行に關すること。 二 食品衛生法の施行に關すること。 三 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に關する法律の施行に關すること。 四 その他特に命ぜられたこと。

別表第六徳島県立女性自立支援施設しらぎく寮の項を次のように改める。

徳島県動物 愛護管理セ ンター	一 狂犬病予防法の施行に關すること。 二 動物の愛護及び管理に關する法律の施行に關すること。 三 徳島県動物の愛護及び管理に關する条例の施行に關すること。 四 その他特に命ぜられたこと。
-----------------------	--

別表第六徳島県子ども女性相談センターの項第六号中「及び被害者」を「（困難な問題を抱える女性への支援に關する法律第二条に規定する困難な問題を抱える女性をいう。以下この項及び徳島県立女性自立支援施設しらぎく寮の項において同じ。）及び被害者（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に關する法律第一条第二項に規定する被害者及び同法第二十八条の二に規定する關係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下この項及び徳島県立女性自立支援施設しらぎく寮の項において同じ。）」に改め、同項の次に次のように加える。

徳島県立女 性自立支援 施設しらぎ く寮	一 困難な問題を抱える女性等及び被害者等の保護に關すること。 二 入所した者に対する医学的又は心理学的な援助及び生活支援に關すること。 三 退所した者に係る相談その他の援助に關すること。
-------------------------------	---

別表第六徳島県立農林水産総合技術支援センターの項第十六号中「徳島県農林水産業未

来創造基金」を「徳島県農林水産業未来投資基金」に改め、同号を同項第十九号とし、同項中第十五号を第十八号とし、第十四号を第十七号とし、第十三号の次に次の三号を加える。

十四 地域資源の活用に関すること。

十五 農商工連携の推進に関すること。

十六 農林物資の規格化に関すること。

別表第七地域創生防災部及び地域創生観光部の項中第九号を削り、第十号を第九号とし、第十一号から第二十八号までを一号ずつ繰り上げ、同項第二十九号中「係る」を「属する」に改め、同号を同項第二十八号とし、同項第三十号を第二十九号とし、第三十一号を第三十号とし、同号の次に次の一号を加える。

三十一 県税の賦課徴収及び過料の徴収（徳島県税条例の定めるところにより徳島県総合県民局の長が知事の権限の委任を受けているものに限る。）並びに収納管理に関すること。

別表第七地域創生防災部及び地域創生観光部の項中第三十二号を削り、第三十三号を第三十二号とし、第三十四号を削り、第三十五号を第三十三号とし、第三十六号から第四十号までを二号ずつ繰り上げ、同表保健福祉環境部の項第二十二号中「係る」を「属する」に改め、同表農林水産部の項中第四十七号を第四十八号とし、第四十号から第四十六号までを一号ずつ繰り下げ、第三十九号の次に次の一号を加える。

四十 宅地造成及び特定盛土等規制法の施行に関すること（耕地及び林野に係るものに限る。）。

別表第七県土整備部の項中第四十四号を第四十五号とし、第十二号から第四十三号までを一号ずつ繰り下げ、第十一号の次に次の一号を加える。

十二 宅地造成及び特定盛土等規制法の施行に関すること（耕地及び林野に係るものを除く。）。

別表第八中第四号から第八号までを削り、第九号を第四号とし、同表第十号中「企画総務部総務監察課」を「企画総務部法制監察課」に改め、同号を同表第五号とし、同表第十一号中「企画総務部総務監察課」を「企画総務部法制監察課」に改め、同号を同表第六号とし、同表中第十二号を第七号とし、第十三号から第十八号までを五号ずつ繰り上げ、同表第十九号中「観光スポーツ文化部観光政策課」を「観光スポーツ文化部観光企画課」に改め、同号を同表第十四号とし、同表中第二十号を第十五号とし、第二十一号から第二十四号までを五号ずつ繰り上げ、第二十五号を第二十号とし、同号の次に次の五号を加える。

二十一	徳島県消費生活審議会	生活環境部消費者政策課
二十二	徳島県交通安全対策会議	生活環境部消費者政策課
二十三	徳島県犯罪被害者等支援審議会	生活環境部消費者政策課
二十四	徳島県食の安全安心審議会	生活環境部安全衛生課

二十五	徳島県生活衛生適正化審議会	生活環境部安全衛生課
-----	---------------	------------

別表第八中第二十六号を削り、第二十七号を第二十六号とし、第二十八号から第三十四号までを一号ずつ繰り上げ、第三十五号を削り、同表第三十六号中「こども未来部青少年・こども家庭課」を「こども未来部こども家庭支援課」に改め、同号を同表第三十四号とし、同号の次に次の二号を加える。

三十五	徳島県男女共同参画会議	こども未来部男女参画・青少年課
三十六	徳島県青少年健全育成審議会	こども未来部男女参画・青少年課

別表第八第六十七号及び第六十八号中「県土整備部住宅課建築指導室」を「県土整備部住宅課」に改める。

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。